

ID: 1901

担当部署: 会計課

処分の概要	指定納付受託者の指定の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の2の7第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第231条の2の7第1項の規定による。 (指定納付受託者の指定の取消し) 第231条の2の7 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第231条の2の3第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 第231条の2の3第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。 (2) 第231条の2の5第2項又は前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1540

担当部署: 会計課

処分の概要	分担金等の督促		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第231条の3第1項の規定による。 (督促、滞納処分等) 第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日